

御代田町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、御代田町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、御代田町大字馬瀬口1794番地6 御代田町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 地域公共交通計画に係る調査、策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町長の指名する者
- (2) 長野運輸支局長の指名する者
- (3) 長野県知事の指名する者
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は地域公共交通機関の利用者
- (9) 学識経験者
- (10) 御代田町職員
- (11) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、御代田町副町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

4 会長は、副会長及び監事を委員の中から指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(書面による決議)

第8条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項に規定する決議について準用する。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、企画財政課に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には企画財政課長、事務局員には企画財政課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 監事は、協議会の出納監査を行う。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

(協議会が解散する場合の措置)

第16条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会が解散時に保有する財産の帰属については、協議会において議決する。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。